

(仮称) 泉佐野市こども基本条例の骨子(案)について

1 社会的背景

泉佐野市では、令和2年3月に子ども・子育て支援法の規定に基づく「第2期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく「泉佐野市次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく「第3次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「泉佐野市子どもの貧困対策計画」の4つの計画を「いずみさの子ども未来総合計画」として一体的に策定し、こどもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

あわせて、国においては、平成6年に「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」を批准し、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年)、「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年)、「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年)が制定されるなど、法整備が行われているにもかかわらず、児童虐待、不登校、いじめ、こどもの貧困など、こどもに関わる課題が大きな社会問題となっています。

また、「児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)」において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等の理念が明確化され、令和4年6月には、こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)及びこども基本法(令和4年法律第77号)が制定され、国においても、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しし、「こどもまんなか社会」を目指して取組をしていくこととされました。

近年、全国的に急速な少子化の進行や核家族化など、家庭の状況や人々の価値観が多様化し、こどもを取り巻く環境は大きく変化し、こどもの安全・安心が脅かされる事象が社会問題になるとともに、こどもが生きづらさを抱え、虐待・貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラーなど、こどもの置かれている状況が急激に深刻化してきています。

2 条例制定の目的

本市の18歳未満のこどもの人口は年々減少傾向にあり、こどもを取り巻く社会問題へ対応するため、国の法整備に伴い、様々なこどもへの支援を実施していますが、こどもに関する課題は依然として解決しきれていない現状であり、こどもの育ちに関して極めて重要であるこどもの権利の尊重と、その侵害を重要な問題として捉える中、近年、他市町村において様々なこどもに関する条例が制定されていることから、「こども基本法」の理念に即し、権利の主体であるこどもの権利が尊重され、家庭や学校等の学びの場、地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるよう「こどもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」の実現を目指すため、「(仮称) 泉佐野市こども基本条例」の制定に向け「(仮称) 泉佐野市こども基本条例庁内検討委員会」を立ち上げることとしました。

3 条例制定までの経緯と今後の予定

- ・令和5年 6月 令和5年度施政方針にて（仮称）子ども基本条例の制定の方針が示される
- ・令和5年 7月 （仮称）子ども基本条例庁内検討委員会【概要説明等】
- ・令和5年 7月～9月（※）（仮称）子ども基本条例庁内検討委員会【条例の骨子、素案の作成】
【※】この間、子どもへのアンケートや関係期間等へのヒアリングを実施予定
- ・令和5年 9月 子ども・子育て会議で審議
- ・令和5年 11月 パブリックコメントの実施
- ・令和5年 12月（予定） 条例議案の提出
【※】（仮称）子ども基本条例検討委員会は随時実施

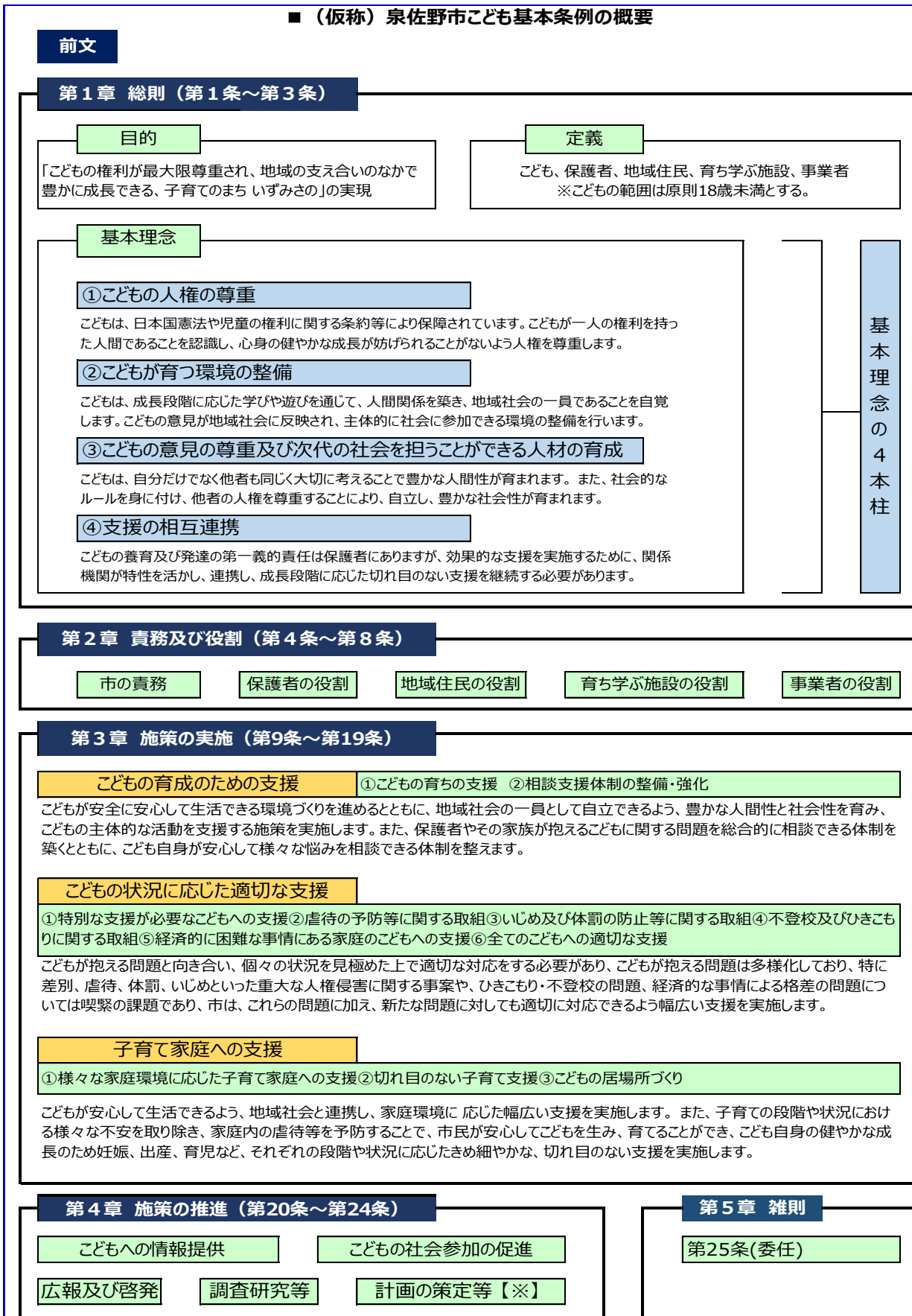
4（仮称）泉佐野市子ども基本条例（案）の概要

（1）条例の構成趣旨

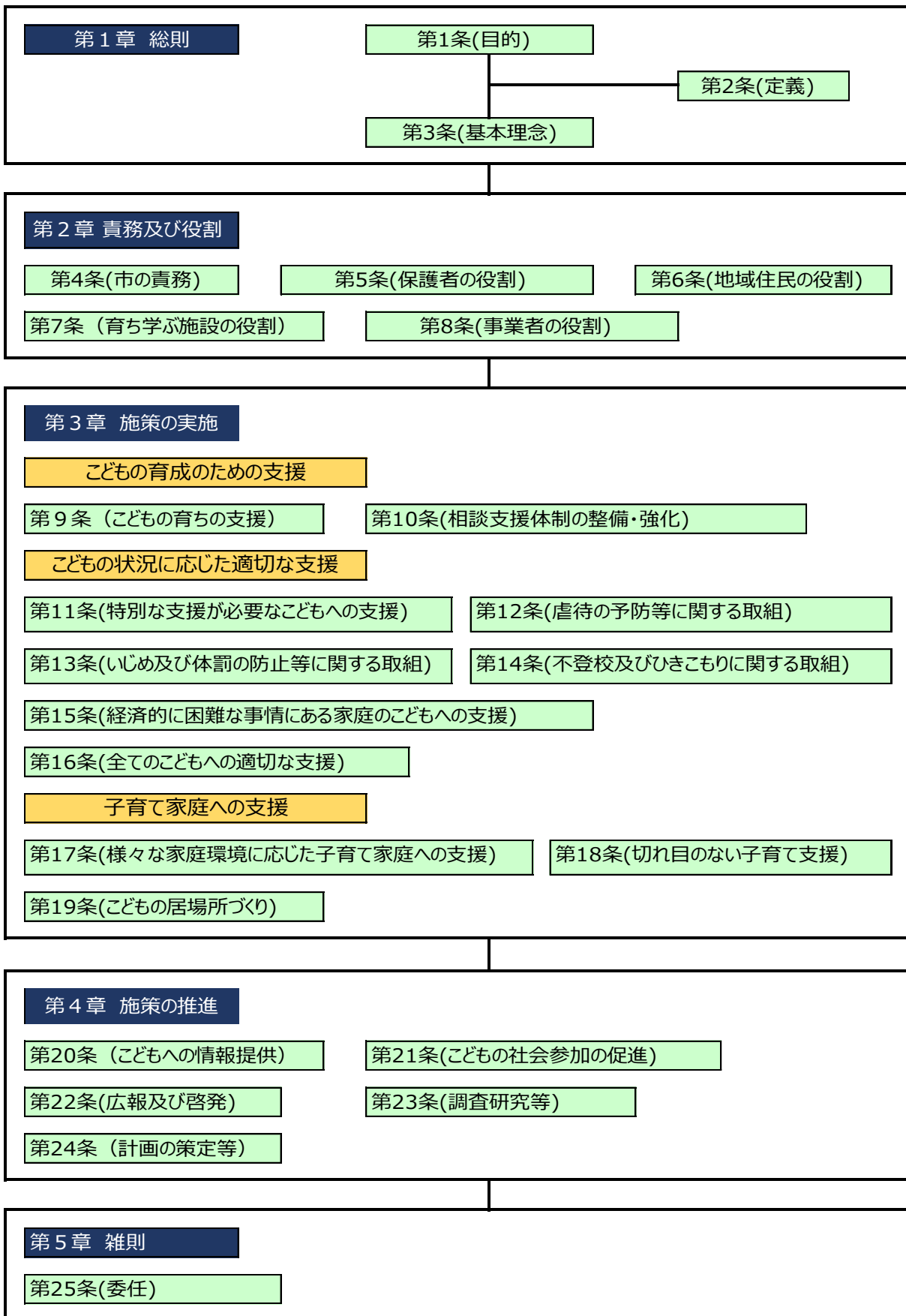
本市では、条例の目的を達成するためには、子どもが豊かな人間性と社会性を身に付け、社会の一員として自立していくこと、自らの権利について大切に考え、他者の権利を尊重できるよう成長すること、地域社会は互いに協力しながら、子どもの成長を支援することが重要であると考え、4つの基本理念を定めます。

また、それらを、子どもを取り巻く大人たちの責務と市が実施することも支援のための基本的な施策に包括的に反映させ、「子どもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」の実現をめざし、子ども施策を推進します。

(2) 条例の構成図



■ (仮称) 泉佐野市子ども基本条例の構成図



(3) (仮称) 泉佐野市子ども基本条例(案)の逐条解説**前文**

泉佐野市子ども基本条例には前文を置いています。

前文は条例制定に係る背景や趣旨、目的などを記述していることから、その内容により直接的な効果が生じるものではなく、各条文を規定するうえでの基本的な考え方となるものです。

■【第1章 総則】**目的(第1条)**

本市は、「いずみさの子ども未来総合計画」の基本理念である「子どもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」のもと、様々な子どもへの支援を実施しています。

また、地域の方々も、それぞれの立場で子どもへの支援に携わっています。本条例では、子どもの人権の尊重及び子どもへの支援に関する施策の更なる充実を図るため、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることなどを規定している「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)の精神にのっとり、子どもを支援するための基本理念を定め、その基本理念に基づき、子どもを取り巻く大人たちがそれぞれに果たすべき責務を明確にしています。そして、それぞれがその責務を認識し、子どもたちへの支援を実施していくとともに、その支援を確かなものとするにより、子どもが家庭や学校等の学びの場、地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるま

定義(第2条)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 子ども (2) 保護者 (3) 地域住民(4) 育ち学ぶ施設 (5) 事業者 (6) 子ども施策

基本理念(第3条)

条例の目的を達成するために、本市における子どもへの支援についての根本的な考え方(方針)を基本理念として以下のとおり定めます。

【(1)子どもの人権の尊重】

子どもは、日本国憲法や児童の権利に関する条約等により保障されていますが、近年、重大な人権侵害である虐待等の認知件数が増加しています。まわりの大人たちは、性別、国籍、経済状況、障害の有無、家庭のかたち、性的指向に関わらず、子どもが一人の権利を持った人間であることを認識し、これらの事案に巻き込まれて悩み、苦しみ、心身の健やかな成長が妨げられないよう子どもの人権を尊重します。

【(2)子どもが育つ環境の整備】

子どもは、成長段階に応じた学びや遊びを通じて、子どもたちが様々な世代の人々とよりよい人間関係を築くことで、子どもは地域社会に溶け込むことができ、自らが社会の一員であることを自覚できるようになります。また、子どもの意見が地域社会に反映されることで、自らがその一員であることを実感でき、自立を促すことができることから、子どもが主体的に社会に参加できる環境の整備を行います。

【(3)子どもの意見の尊重及び次代の社会を担うことができる人材の育成】

子どもが自立していくためには、自分だけでなく他者も同じく大切に考えることで「思いやりの心」が生まれ、豊かな人間性が育まれます。また、社会的なルールを身に付けることで、他者の人権を尊重することができ、自立することができるようになり、豊かな社会性が育まれます。

【(4)支援の相互連携】

子どもの養育及び発達についての第一義的責任は保護者にありますが、子どもへの支援をより効果的に実施するためには、家庭はもとより、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者がそれぞれの特性を活かしながら地域社会全体で相互に連携しながら、子どもの成長段階に応じて切れ目なく継続的に支援する必要があります。

■【第2章 責務及び役割】**責務及び役割の明確化（第4条～第8条）**

子どもに関する様々な法令には、市や保護者の責務について規定されているものがあります。

しかし、子どもへの支援については、地域社会全体の連携が必要であることから、子どもを取り巻く大人たちを、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者に分類し、本条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、それぞれが負うべき責務を定めます。

【市】（第4条）

全ての子どもに対する支援について、基本的な施策だけでなく総合的な施策を実施します。また、子どもへの支援について予算の範囲内において必要な財政上の措置をするとともに、地域社会全体が相互に連携・協力し、子どもへの支援が円滑に実施できるよう支援します。

【保護者】（第5条）

「子どもにとって何が一番幸せか」を常に考え、愛情をもって接することで、子どもに安心感や自己肯定感を与えることにより、子どもが健やかに成長できるよう見守り、育てます。また、子どもにとって育ちの基盤となる家庭において、子どもが豊かな人間性と社会性を身に付けることができるように、よりよい環境づくりをします。

【地域住民】（第6条）

子育て・子育てが家庭だけではなく地域社会全体の課題であることを認識し、それぞれが行える子どもへの支援に関心を寄せ、理解を深めるとともに、積極的に協力します。

【育ち学ぶ施設】（第7条）

子どもが成長段階に応じて、自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援します。また、就学前施設、学校等において子どもが差別、虐待、体罰、いじめ等の重大な人権侵害に遭わないように守り、様々な面から子どもが安全に安心して学校生活を送れるようにします。

【事業者】（第8条）

事業者は社会に与える影響力が強く、地域社会全体の子育て・子育てに関する関心や意識の向上、子育て世代の安心感の醸成等には必要不可欠な存在であることから、仕事と生活の両立（ワークライフバランス）をはじめとする子どもの健やかな成長につながる支援を積極的に実施するとともに、地域の方々が実施する子どもへの支援に対して協力します。

■【第3章 施策の実施】

市がこれまで実施してきた様々な施策をはじめ、更なる子どもへの支援の充実を図るために取り組むべき基本的な施策について、子どもの育成のための支援、状況に応じた適切な支援、家庭への支援に分類して定めます。

子ども育成のための支援（第9条～第10条）

近年、子どもが事故や犯罪に巻き込まれるケースが増えています。

子どもが健やかに成長するためには、ハード・ソフトの両面から総合的に課題を捉え、あらゆる危険から子どもを守る必要があることから、市は、子どもが安全に安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、子どもが地域社会の一員として自立できるよう、豊かな人間性と社会性を育み、子どもの主体的な活動を支援する施策を実施します。

また、保護者やその家族が抱える子どもに関する問題は、妊娠、出産、育児、友人関係、進路など、子どもの成長段階によって内容や悩みが変化します。

これらの問題や悩みを総合的に相談できる体制を築くとともに、子ども自身が安心して様々な悩みを相談できる体制を整えます。

子どもの状況に応じた適切な支援（第11条～第16条）

子どもが健やかに成長し自立するためには、子どもが抱える問題と向き合い、個々の状況を見極めた上で適切な対応をする必要があります。

子どもが抱える問題は多様化しており、特に差別、虐待、体罰、いじめといった重大な人権侵害に関する事案や、ひきこもり・不登校の問題、経済的な事情による格差の問題については喫緊の課題です。

市は、これらの問題に加え、新たな問題に対しても適切に対応できるよう幅広い支援を実施します。

子育て家庭への支援（第17条～第19条）

子どもが健やかに成長し自立するためには、子どもへの直接的な支援だけでなく、子育て・子育ての基盤となる家庭への支援が不可欠です。近年、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加、子育て世代の社会的孤立など、家族形態及びこれらを取り巻く環境が大きく変化しています。

市は、子どもが安心して生活できるように個々の状況を見極め、地域社会と連携し、家庭環境に応じた幅広い支援を実施します。

また、子育ての段階や状況における様々な不安を取り除き、家庭内における虐待等を予防することで、市民が安心して子どもを生み、育てることができ、子ども自身が健やかに成長することができるようにするため、妊娠、出産、育児など、それぞれの段階や状況に応じたきめ細やかな、切れ目のない支援を実施します。

■【第4章 施策の推進】

施策の推進（第20条～第24条）

本市が「いずみさの子ども未来総合計画」の基本理念として掲げる「「こどもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」とは、こどもが豊かな人間性と社会性を身に付けながら健やかに成長し、社会の一員として自立できるように地域社会が連携して支援を行っていくまちづくりです。

そのためには、こども自身が市や地域社会で実施している支援策等について理解し、自らの意見を形成できるように、こどもたちに分かりやすく情報を伝える必要があります。そして、こどもたちが自分の考えや意見を表明するなど、社会に積極的に参加できる機会を確保するとともに、地域社会はこどもたちの意見を尊重し、こどもの主体的な社会活動を支援することが大切です。

これらの取組みを地域社会が連携して行っていくためには、こどもを取り巻く大人たちが関心を寄せ、理解を深めることが重要であるため、市では積極的に広報や啓発活動を行っていきます。

また、市は、施策の推進に関して必要に応じて調査・研究を行い、より効果的な取組みを実施していきます。

【第5章 雑則】

委任（第25条）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めることとします。